

航空事故調査報告書
菱和式つばさW1-1-G25B型超軽量動力機
佐賀県杵島郡白石町
平成4年11月28日

平成5年4月22日

航空事故調査委員会議決

委員長 竹内和之

委員 吉末幹昌

委員 宮内恒幸

委員 東 昭

委員 東 口 實

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

菱和式つばさW1-1-G25B型超軽量動力機（単座）（財団法人日本航空協会識別番号JR0369）は、平成4年11月28日地上滑走訓練のため、佐賀県杵島郡白石町の場外離着陸場において滑走中に浮揚し、12時00分ごろ同場外離着陸場に墜落した。

同機には操縦者のみが搭乗していたが、重傷を負った。

同機は大破したが、火災は発生しなかった。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、平成4年11月30日、運輸大臣から事故発生 of 通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

1.2.2 調査の実施時期

平成4年12月1日～2日

現場調査

1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

菱和式つばさW1-1-G25B型超軽量動力機（単座）（財団法人日本航空協会識別番号JR0369）は、平成4年11月28日10時30分ごろ、佐賀県杵島郡白石町の場外離着陸場において佐賀スポーツ飛行クラブ所属の指導員及び操縦者により組み立てられた後、指導員が試運転、地上滑走及びジャンプ飛行を行ったが、異常は認められなかった。

その後、事故に至るまでの経過については、操縦者によれば次のとおりであった。

訓練の開始前に指導員から、前もって申請していたジャンプ飛行が12月1日から許可されているとの説明を受け、11時ごろから速度30～40キロメートル/時で13回ぐらい地上滑走訓練を実施していた。

引き続き同じ速度で100メートルぐらい滑走したとき機体が3～4メートル浮揚したので、あわててパワーを絞ったところ機首から地面に突っ込んだ。

機体が浮揚したのは、操縦桿の押さえが足りなかったためだと思った。

なお、機体及びエンジンには異常はなかった。

また、指導員によれば次のとおりであった。

操縦者に対しジャンプ飛行の申請が12月1日から許可されたことなどの説明を行い、地上滑走のみの訓練を行うよう指示し、所用のため11時05分ごろ同場外離着陸場から離れた。

12時05分ごろ同場外離着陸場に戻って来たところ、機体は機首を草むらに突っ込んだ状態で、操縦者は機体のわきに横たわっており動けない様子であった。

その後、救急車で病院に収容された。

事故発生地点は、佐賀県杵島郡白石町大字新拓の場外離着陸場で、事故発生時刻は12時00分ごろであった。（付図1及び写真参照）

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者が重傷（右足脛骨骨折、腰打撲）を負った。

2.3 航空機の損壊に関する情報

2.3.1 損壊の程度

大 破

2.3.2 航空機各部の損壊の状況

胴 体（メイン・ブーム）	ノーズ・ストラットの取り付け部分屈曲
主 翼	右主翼前縁部屈曲
プロペラ（木製）	破 損
ノーズ・ストラット	シート・サポート結合部の上部折損
シート・サポート・チューブ	前方部分で 左右とも折損

2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男 性 57歳

同人は平成4年11月3日佐賀スポーツ飛行クラブに入会し、同年11月8日より超軽量動力機の基礎知識の教育を受けて地上滑走訓練を行っていた。

地上滑走時間 2時間40分（訓練日数3日間）

2.6 航空機に関する情報

2.6.1 航空機

型 式	菱和式つばさW1-1-G25B型
製造番号	171
製造年月	昭和62年10月
総飛行時間	164時間49分

2.6.2 重量

事故当時同機の重量は約200キログラムと推算され、許容範囲（最大重量206.5キログラム）内にあったものと推定される。

2.7 気象に関する情報

操縦者によれば、事故現場付近の事故当時の気象は次のとおりであった。

天気 晴れ、視程 良好、風 なし

3 事実を認定した理由

3.1 解析

3.1.1 事故当時の気象は、本事故に関連がなかったものと推定される。

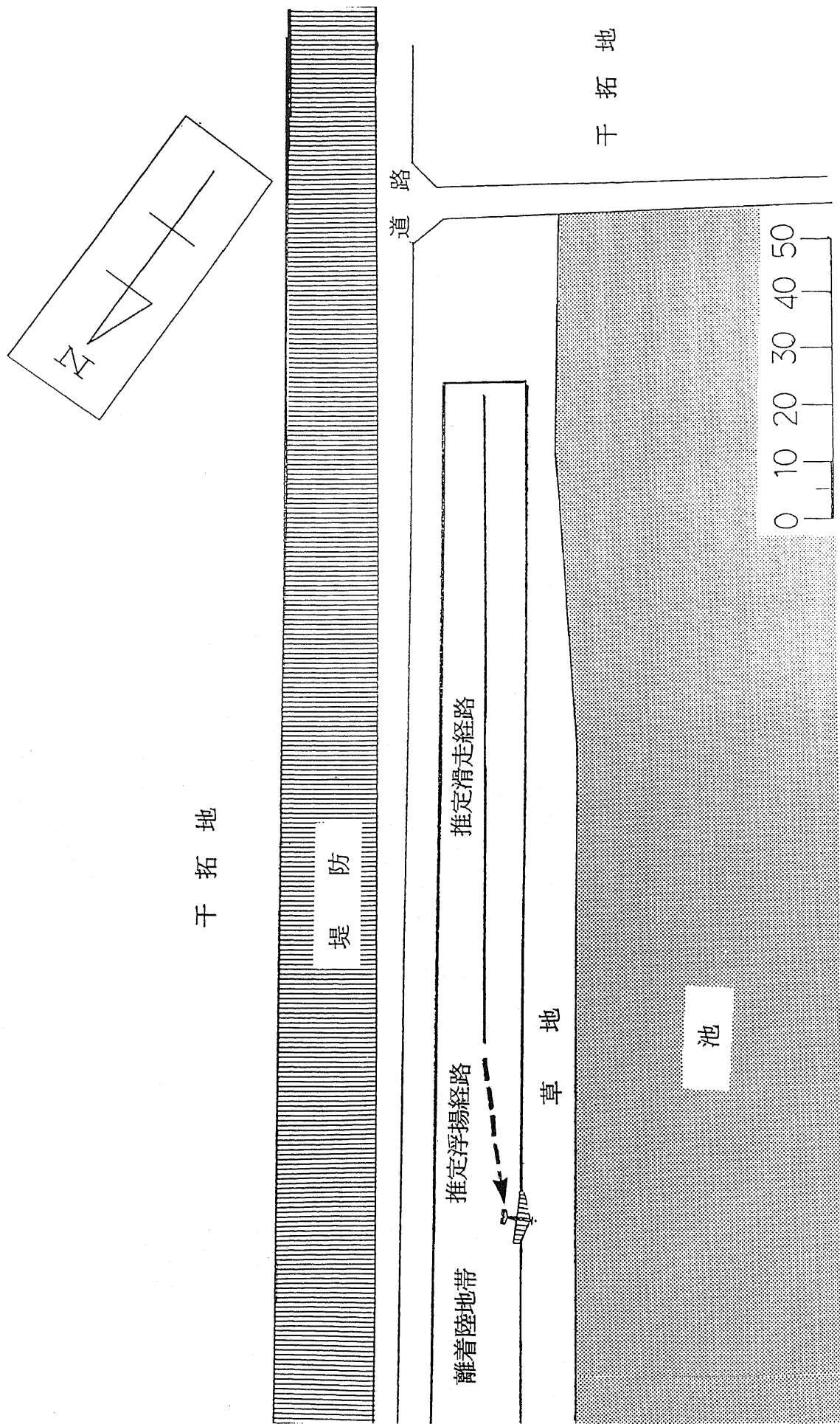
3.1.2 同機は、操縦者の口述及び調査の結果から、事故発生まで機体及びエンジンに異常はなかったものと推定される。

3.1.3 同機は、地上滑走訓練中操縦桿の押さえが足りなかったために機体が浮揚し、操縦者がジャンプ飛行の経験がなかったため着陸操作が適切に行えず、機首から墜落したものと推定される。

4 原因

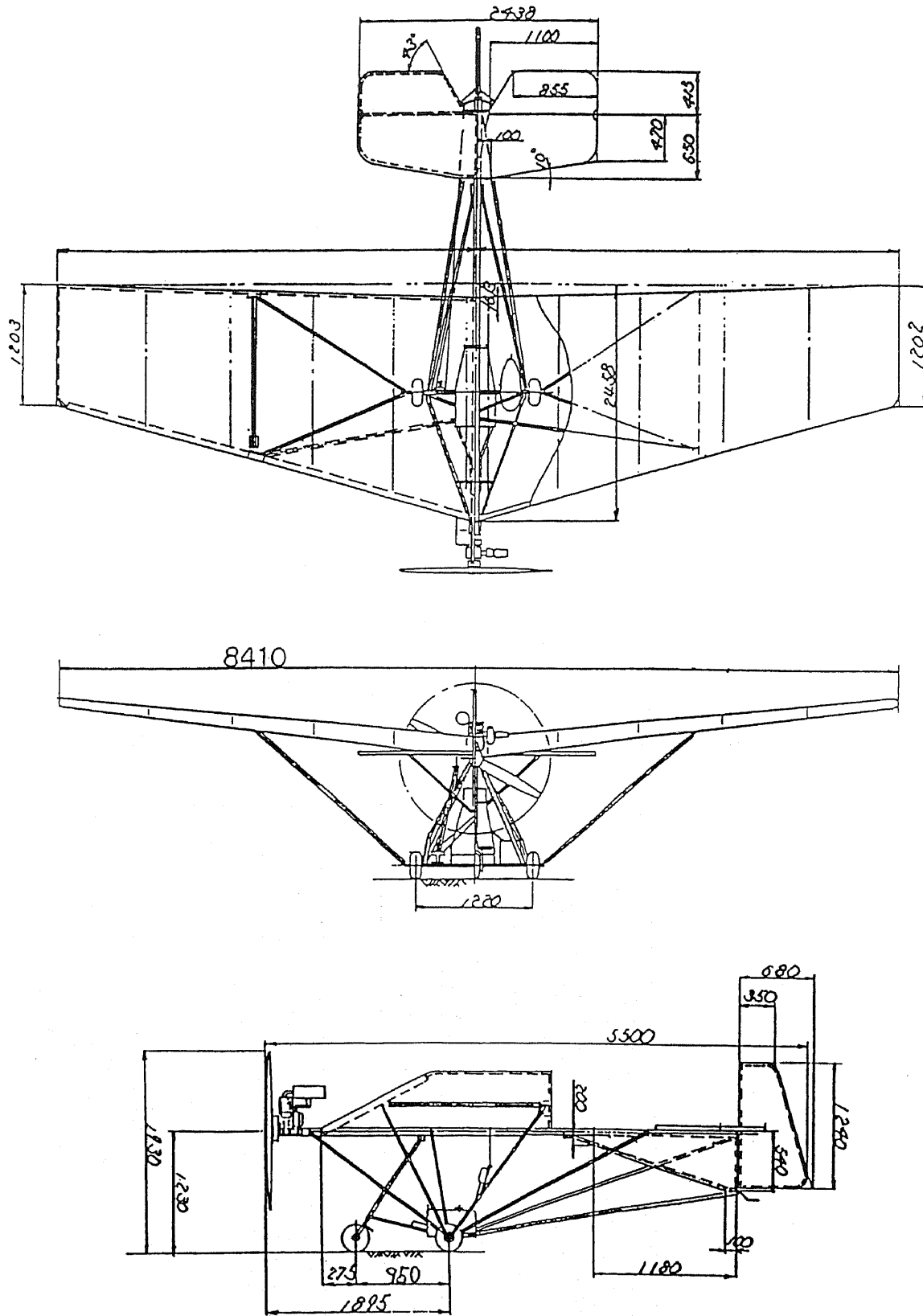
本事故は、操縦者が地上滑走訓練中に機体が浮揚し、その際着陸操作が適切に行えなかったことによるものと推定される。

付図1 事故現場付近見取図



寸図 2 菱和式つばさW1-1-G25B型
三 面 図

単位：mm



機 故 事 真 寫

